

求人情報掲載促進助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、人材確保対策の一環として、第3条の要件を満たす項目を作成又は掲載した北ト協会員事業者（以下「会員」という。）が支払った費用の一部に対して助成金を交付する。

(交付対象)

第2条 交付対象は費用の支払い時・申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

(助成対象)

第3条 助成対象は以下のとおりとする。

- (1) 求人情報ページの作成料金（自社HP内に新たに作成する等）
- (2) 求人情報のウェブサイトまたは紙面による掲載料

2 前項で定めた料金支払いについては令和7年4月1日から令和8年3月19日の間のもを助成対象とする。

(助成額)

第4条 助成額は、第3条の項目に対して支払った料金のうち、1社あたり5万円を上限額とする。

(助成上限)

第5条 本事業の助成上限となる申請数は、年度内に1社（すべての営業所・支店を含め）一回までとする。

(助成金の請求)

第6条 会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。

- (1) 北ト協で定めた各様式
 - (i) 様式1「求人情報掲載活用促進助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」
- (2) 添付書類
 - (i) 支払いに関する請求書・領収書または契約書の写し
 - (ii) 作成・掲載したWEBページまたは紙面の写し

2 北ト協は、会員の助成金請求を受付ける際、必要に応じて、当該会員に対し指定した書類の提出を求めることができる。

(請求期限)

第7条 請求期限は、令和7年4月1日から令和8年3月19日（北ト協必着）までとする。

(助成金の交付)

第8条 北ト協は、第6条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

2 前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任について、北ト協はこれを負わない。

(助成金の返還)

第9条 北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

(附則) (令和6年3月26日)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より施行する。

(附則) (令和7年3月24日)

第1条 本要綱は令和7年4月1日から適用する。